

フィールド風

(現場)からの風

宮田守男

8月下旬、知人の相続した土地の場所を探するために役場税務課を訪ねる。担当職員の親切な対応で関係書類を受け取り土地探しに。航空写真に公図を示し

た書類で、場所にたどり着くが、土地確定への道のりの長さを実感してしまう。

所有者が分からず放置されたままになっている土地を巡り、有識者らでつくる民間の研究会(座長・増田寛也元総務相)は昨年10月、2016年度の経済的な損失が約1800億円

に上ったとの推計を発表した。全国で九州本島の土地面積を上回る約410万畝、このままでは所有者不明の土地が、40年には離島を除いた北海道の面積に迫る720万畝まで増加の予測だ。

身近に存在する所有者不明地の問題は地域存続の大きな課題だ

現在の制度では土地の登記を行うのは義務ではないため、相続の際に未登記のままに放置され、これが何世代にわたって繰り返されたらと、心配になる。こうした「所有者を突き止めるまで大変な」

アルプス広域連合が白馬に予定した新リサイクルセンターでは、地権者の相続人が数百名規模で、登記名義人全員から建設の承諾が得られず難航している問題が起きている。今後、人口減少、少子高

に利用・管理して行くべきなのだろう。地域自治組織が確保した施設の用地でも、買収当時の役員名で登記され、その後死亡し、相続された場合が心配される。国でも地方自治法の条文改正で、いわゆる自治会・町内会は、地方自治法により「地縁による団体」として、市町村

土地の存在は、公共事業や災害復旧、空き家・空き地対策、地域づくり、固定資産税の徴収など、さまざまな場面でも地方自治体などの業務のネックになっている。

大北地域内でも、北日本の国土をどのよう

長年の認可を受ければ、地域的な共同活動のため不動産又は不動産に関する権利等を保有でき、法人格の取得も、市町村長の認可以外の手続きは一切不要との情報もある。地域の自治体の役員任期は短

く、抜本的な対応がでないのも事実。そのためには、行政が配置している、集落支援員の協力による高齢化社会に対応できる地域の

組織基盤の確保について真剣に考える時期なのだろう。(NPO法人信州地域社会フォーラム理事・白馬村森上)



管理されていない山林個人の財産権等の在り方にも今後法整備が求められるだろう